

五本松運動広場整備事業（公契約） 基本協定書（案）

五本松運動広場整備事業（公契約）（以下「本事業」という。）に関して、発注者である我孫子市（以下「発注者」という。）は、代表企業である●●（以下「代表企業」という。）並びに●●、●●（以下総称して「設計企業」という。）、及び●●（以下代表企業と●●を総称して「建設企業」という。）との間で、本事業に関する設計・建設業務請負契約の締結に向けた基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「この基本協定」という。）を締結する。

前文

発注者は、我孫子市岡発戸1433番地の2に所在する土地に、五本松運動広場を整備することとした。
発注者は、本事業に関し、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な施設整備を実現するとともに、財政負担の軽減を図る観点から、施設整備に係る業務を一体の事業として民間の事業者が発注することとした。

発注者は、総合評価一般競争入札方式により事業者の募集を実施し、設計企業及び建設企業から構成される●●グループを受注者として決定した。

発注者と●●グループの構成員である設計企業及び建設企業それぞれの者（以下「受注者」という。）は、かかる経緯のもと、次のとおりこの基本協定を締結し、本件設計・建設業務請負契約の締結に向けた必要な事項を定めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条 この基本協定は、発注者及び受注者が相互に協力し、本件設計・建設業務請負契約の締結を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この基本協定本文に定義されていない用語については、別紙 1 の定義集に定義された意味を有するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 発注者は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（当事者が締結すべき契約）

第3条 発注者と設計企業で構成する●●〔設計共同体名〕及び建設企業で構成する●●〔特定建設工事共同企業体名〕は、この基本協定締結後速やかに、入札説明書等に基づき、本件設計・建設業務請負契約を締結する。なお、本件設計・建設業務請負契約は、我孫子市議会において議決を得られたときに本契約の効力が発生する仮契約として締結する。

（発注者の解除権等）

第4条 発注者は、受注者が本件設計・建設業務請負契約が本契約として効力を生ずるまでに次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、同契約を締結しないこととし、この基本協定を解除すること又はこの基本協定及び締結した同契約の仮契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2台1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらの者を総称して「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は委託業務に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は委託業務に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 第8条第1項及び第2項に規定する事項を遵守していないと認められるとき。

(5) 第9条に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(6) 第10条第1項及び第2項に規定する事項を遵守していないと認められるとき。

(7) 受注者が入札参加資格を欠くに至ったとき。

2 発注者は、前項の規定に基づく措置を講じた場合、この基本協定又は本件設計・建設業務請負契約の締結当事者である相手方に対して一切の損害賠償の責めを負わない。

- 3 第1項第1号から第5号の該当性に対し帰責性を有する受注者は、連帯して本件設計・建設業務請負契約の契約代金額を合計した金額の100分の10を発注者に対して支払わなければならない。
- 4 発注者に生じた実際の損害額が第3項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、第3項に定める受注者は連帯して当該賠償金全額を発注者に支払わなければならない。

(準備行為)

第5条 本件設計・建設業務請負契約締結前であっても、受注者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第6条 発注者及び受注者は、他の当事者の承諾なくこの基本協定上の権利義務又は基本協定上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第7条 この基本協定の各当事者は、この基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 発注者及び受注者は、本事業に関して知り得た相手方当事者の情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、この基本協定及び本件設計・建設業務請負契約に別段の定めがある場合を除き、相手方当事者の事前の承諾なく、自己の役員、従業員、職員、代理人、コンサルタント又は下請負人等若しくはその代理人（以下、併せて「開示対象者」という。）以外の第三者に対し、当該情報を開示又は漏らしてはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報
- 2 発注者及び受注者は、この基本協定及び本件設計・建設業務請負契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 受注者が本件設計・建設業務請負契約の規定に基づき委任し、又は請け負わせた第三者による前2項の違反は、受注者による違反とみなす。
 - 4 受注者は、第1項により、開示対象者に対し秘密情報を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課す。当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合には、受注者は当該開示対象者と連帯して責任を負うものとする。
 - 5 前項の場合において、受注者は、秘密情報の開示を受けた開示対象者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第9条 受注者は、この基本協定及び本件設計・建設業務請負契約の履行に関して別紙3の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(我孫子市情報セキュリティポリシーの遵守)

第10条 受注者は、この基本協定及び契約の履行に当たり、我孫子市情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、この基本協定及び契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第9条に規定する別紙3の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めるときは、受注者の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者(受注者が個人の場合にあっては、受注者の氏名及び住所)並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(この基本協定の有効期間)

第11条 この基本協定の有効期間は、この基本協定の締結の日から本件設計・建設業務請負契約の終了の日までとする。ただし、第4条第3項、同条第4項、第7条、第8条、第9条及び前条に定める事項については、この基本協定終了後も効力を有するものとする。

(解除条件)

第12条 この基本協定は、本件設計・建設業務請負契約について我孫子市議会における議決を得られなかったときは、その効力を失う。

- 2 前項について発注者は受注者に対し何らの賠償責任を負わない。
- 3 第1項で定めるほか、本件設計・建設業務請負契約若しくはその仮契約が締結に至らなかった場合又は本件設計・建設業務請負契約の仮契約若しくはこの基本協定が解除された場合、この基本協定で別段の定めがある場合を除き、この基本協定の各当事者は相手方当事者に対して、名目のいかんを問わず費用又は損害等の金銭の支払を請求することはできず、それまでに要した費用は各自の負担とする。ただし、一方当事者の責めに帰すべき事由によって本件設計・建設業務請負契約若しくはその仮契約の締結に至らなかった場合又は本件設計・建設業務請負契約の仮契約若しくはこの基本協定が解除された場合、相手方当事者は当該事由のある当事者に対して、合理的な費用(再募集に要する費用を含む)その他の合理的な損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第13条 発注者及び受注者は、この基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第14条 この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 この基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履

行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 この基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第15条 この基本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定めることとする。

この基本協定の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、発注者及び受注者を代表して●●【代表企業】が各自1通を保有し、●●【代表企業】以外の受注者はその写しを保有する。

令和●年●月●日

発注者 住所 我孫子市我孫子1858番地
我孫子市
代表者 我孫子市長 星野 順一郎

受注者

【代表企業】

住 所
商号又は名称
代表氏名

【構成員】

住 所
商号又は名称
代表氏名

【構成員】

住 所
商号又は名称
代表氏名

【構成員】

住 所
商号又は名称
代表氏名

(別紙1)

定義集

この基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「本件設計・建設業務請負契約」とは、発注者と●●〔設計共同体名〕及び●●〔特定建設工事共同企業体名〕が本件施設の設計業務及び建設業務の請負を目的として締結する、五本松運動広場整備事業（公契約）設計・建設業務請負契約をいう。
- (2) 「設計業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び入札説明書等に定める設計業務をいう。
- (3) 「建設業務」とは、別紙2「対象業務の概要」及び入札説明書等に定める建設業務をいう。
- (4) 「設計・建設業務」とは、設計業務及び建設業務をいう。
- (5) 「入札説明書」とは、五本松運動広場整備事業（公契約）の実施に関して発注者が作成し、令和6年3月12日に公表した入札説明書（公表後の変更を含む。）をいう。
- (6) 「入札説明書等」とは、入札説明書、入札説明書と合わせて公表した要求水準書その他の資料（公表後の変更を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
- (7) 「本件施設」とは、五本松運動広場の建物本体、建築設備、付帯施設、植栽・外構等を含む全ての施設をいう。

(別紙 2)

対象業務の概要

設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務 (建築・土木)
- (ウ) 各種許認可申請等の手続業務
- (エ) 補助金申請に係る資料作成支援業務
- (オ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

建設業務

- (ア) 既存施設解体撤去等工事業務
- (イ) 建設業務 (建築・土木)
- (ウ) 什器・備品等調達・設置業務
- (エ) 開業準備業務
- (オ) 各種許認可申請等の手続業務
- (カ) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (キ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※業務内容は、受注者各構成員の役割分担に応じて修正する。

(別紙 3)

我孫子市個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この特記事項を付帯する個人情報を取り扱う事務について発注者と契約を締結した場合、当該契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受注者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損（改ざんを含む。）（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に、前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（様式第1号）又は発注者が別に定める報告書により発注者に報告しなければならない。

(従業者に対する監督)

第4条 受注者は、本件事務の処理に従事する者に対して、在職中及び退職後においても、本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 マイナンバーをその内容に含む個人情報を取り扱う場合においては、受注者は、当該個人情報を取り扱う従業者を指定し、監督及び教育しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受注者は、発注者があらかじめ承諾した場合を除き、本件事務に係る個人情報について次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外で利用すること及び第三者への提供
- (2) 複写及び複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く。）
- (3) 第三者への委託
- (4) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力
- (5) 作業場所の外への持ち出し（指定した場所以外での取扱い）

(資料等の返還等)

第6条 受注者は、本件事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告等)

第7条 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、契約期間中1年に1回以上、受注者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、作業場所における実地検査を行い、又は書面（電磁的記録を含む。）による報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

(事故発生時における報告)

第8条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報の漏えい等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第9条 受注者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従業者が遵守すべき事項についての研修を実施し、研修実施報告書（様式第2号）又は発注者が別に定める報告書（以下この条において研修実施報告書等という。）を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、再委託の受注者（次項において「再受託者」という。）に対し、前項の研修を実施させ、研修実施報告書等を受注者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受注者は、再受託者から提出された研修実施報告書等を発注者に提出しなければならない。

(契約の解除等)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。